

富山大学人文学部令和7年度卒業論文

児童虐待予防につながる育児不安と孤独感を軽減させるには
——支援団体の実践から学ぶ——

富山大学人文学部人文学科
社会文化コース社会学分野
氏名 安藤萌那

〈目次〉

第1章 問題関心	1
第2章 先行研究	2
第1節 「虐待」概念の広がりとは児童虐待予防の3段階	2
第1項 児童虐待の定義	2
第2項 児童虐待のリスク要因	3
第3項 児童虐待予防の3段階とその定義の変化	4
第2節 保護者が抱える「育児不安」と「孤独感」	6
第3節 孤独感に寄り添う「伴走型支援」	7
第4節 ユニークな結果から生じる「認識」の再構成	8
第3章 調査	9
第1節 調査対象	9
第2節 調査概要	9
第4章 分析	10
第1節 ぱれっとについて	10
第2節 居場所事業部 射水市子どもの権利支援センターほっとスマイル	10
第1項 子どもの居場所	11
第2項 来所相談	11
第3項 親の会	12
第3節 家族支援事業部：家族支援事業えくぼ	13
第1項 家族支援事業えくぼ	13
第2項 ぐるーぷえくぼ	13
第5章 考察	16
第1節 周囲の人々の関りと、育児不安と孤独感の関連	16
第2節 親の会とぐるーぷえくぼで見られた「共感」の姿勢が持つ意味	17
第3節 「共感」が持つもう一つの可能性：「援助を求める気持ちが動揺するタイプ」 への対応	18
第4節 結語；育児不安と支援へのつながりやすさ	19
引用・参考文献	20

第1章 問題関心

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し続けている。令和5年度の児童虐待相談対応件数は、令和4年度から約5.0%増加した225,509件であり、過去最多となった。平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行後、児童虐待に関する世間の関心は高まっており、児童虐待の早期発見・早期介入の重要性は一般的にも広く認知されるようになった。そのため、児童虐待相談対応件数の数値の上昇は、児童虐待への関心の高まりに伴い、児童虐待の発見率が増加した結果生じたものと捉えて良いだろう。しかし、染田(2024)は、暗数の顕在化の可能性を示唆した上で、児童虐待の実数自体の大幅な増加も存在すると推測した。虐待を「見つける」ことに焦点が当てられることは増えたが、児童虐待の発生件数を減らすためには、虐待を「未然に防ぐ」ことに意識を向けていく必要があるだろう。そのためには、虐待発生の前段階で適切な支援を行うことが重要であると考えられる。

そこで本研究では、児童虐待発生前に支援を行う第1次予防策と第2次予防策に着目し、どのような支援が虐待の発生抑制に貢献しているのかを明らかにしていく。さらに、児童虐待の発生と深く関わりのある、保護者の「育児不安」と、その延長線上にある「虐待不安」、そして「育児不安」を増長させる要因となりうる「孤独感」に着目する。保護者の持つ「育児不安」が「虐待不安」や虐待に発展するプロセスと、「育児不安」及び「孤独感」を和らげるために効果的な子育て支援について、支援団体へのインタビュー調査を通じて明らかにしていきたい。

第2章 先行研究

第1節 「虐待」概念の広がりとは児童虐待予防の3段階

第1項 児童虐待の定義

児童虐待とは、平成12年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」によると、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（十八歳に満たない者）について行う行為であると定義づけられている。子ども家庭庁によると、その種類は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。一方で、馬場(2015)は、児童虐待防止法の虐待の定義には、虐待行為の行動内容は表記されているが、児童虐待の概念の本質が表記されていないとして、2013年までの日本語・英語の看護学・医学・心理学・社会学・社会福祉学分野の文献計58件と「こども虐待診療手引き(2014)」を用いて児童虐待の概念分析を行った。その結果、馬場2015は児童虐待の概念を「養育者から子どもへの一方的な支配関係から成る、養育者の自覚の有無に関係しない行為による子どもの状況を基盤とした、子どものwell-beingを害する行為、及び子どものwell-beingを保つ行為の欠如である」と再定義した。

1.身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど
2.性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
3.ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
4.心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

第2項 児童虐待のリスク要因

子ども家庭庁は「子ども虐待対応の手引き」において、虐待の発生要因として、①保護者側のリスク要因、②子ども側のリスク要因、③養育環境のリスク要因、④その他虐待のリスクが高いとされる場合の4つのリスク要因について述べた。

①保護者側のリスク要因	<ul style="list-style-type: none">・望まない妊娠・出産、若年の妊娠・出産など、妊娠・出産を受容することが困難・妊娠中や出産後の子どもの長期入院により子どもへの愛着形成が十分に行われない・マタニティブルーや産後うつなどの精神的に不安定な状態にある・食事が遅い、泣き止まないといったことへのいらだちなど
②子ども側のリスク要因	<ul style="list-style-type: none">・乳児、未熟児、障害児など、養育者にとって何らかの育てにくさを持っている
③養育環境のリスク要因	<ul style="list-style-type: none">・家庭の経済的困窮・社会的な孤立・夫婦の不和 など
④その他虐待のリスクが高いと想定される場合	<ul style="list-style-type: none">・妊娠届が遅い・母子手帳の交付を受けていない・定期的な乳幼児健康診査を受診させない など

第3項 児童虐待予防の3段階とその定義の変化

染田(2024)では、児童虐待対策について、第1次予防策から第3次予防策までの3段階の児童虐待予防策が必要であると述べられている。染田(2024)によると、第1次予防とは虐待予防要因の構築と虐待発生リスク要因及び脆弱性の発生を予防する支援の提供、第2次予防は脆弱性が初めて発見された家庭への早期介入と、より侵襲的で集中的な介入が必要となる機会を減らす取り組み、第3次予防とは児童虐待発生後に子ども及び家庭に焦点を絞って行う介入である。染田(2024)はこれらの予防策が確実な情報の引継ぎと共になされる必要があると述べた。

3段階の児童虐待予防策について言及されている文献はその他にも多く存在するが、その定義は研究者ごとに異なっている。松井(2000)では第1次予防をハイリスク家庭の把握と援助、第2次予防を虐待発生の早期発見・早期対応、第3次予防を虐待の再発予防と定義づけた。大澤・越智(2021)では、第1次予防を虐待の発生の予防、第2次予防を虐待ハイリスクの家庭やすでに虐待を受けている子どもを対象に行われる早期介入、第3次予防を虐待を受けた子どもの保護、医療ケア、虐待の再発予防と定義した。大場(2024)では、第1次防は虐待リスクの高い家庭のスクリーニングと早期介入、第2次予防は虐待発生前のプロセスの把握とその予防、第3次予防は虐待発生への対応とその後のモニタリングと定義づけられている。

著者	第1次予防	第2次予防	第3次予防
松井(2000)	・ハイリスク家庭の把握、援助 虐待発生の有無:×	・虐待発生の早期発見・早期対応 虐待発生の有無:○	・虐待の再発予防 虐待発生の有無:○
大澤・越智(2021)	・虐待の発生の予防 虐待発生の有無:×	・虐待ハイリスクの家庭、虐待を受けている子どもへの早期介入 虐待発生の有無:△	・虐待を受けた子どもへの保護、医療ケア ・虐待の再発予防 虐待発生の有無:○
大場(2024)	・虐待リスクの高い家庭のスクリーニングと早期介入 虐待発生の有無:×	・虐待発生前のプロセスの把握 ・虐待発生予防 虐待発生の有無:×	・虐待発生への対応 ・モニタリング 虐待発生の有無:○
染田(2024)	・虐待予防要因の構築 ・リスク要因、脆弱性の発生予防 虐待発生の有無:×	・脆弱性が初めて発見された家庭への早期介入 虐待発生の有無:×	・虐待発生後に子ども、家庭に行う介入 虐待発生の有無:○

児童虐待予防策は、各段階の定義が研究者ごとにそれぞれ異なっている。特に「児童虐待発生の有無」に着目して各論文での定義づけを見ると、第2次予防はその違いが顕著であることが分かる。松井(2001)は2次予防について「虐待発生の早期発見・早期対応」と定義づけている。この定義では、2次予防は既に児童虐待が発生しているケースを対象に行われる支援となる。一方で大澤・越智(2021)の定義づけは「虐待ハイリスクの家庭、虐待を受けている子どもへの早期介入」であり、この場合2次予防は既に虐待が発生しているケースと、虐待発生の前段階であるが虐待に発展する可能性があるケースの両方を対象に行われる支援となる。大場(2024)と染田(2024)はそれぞれ「虐待発生前のプロセスの把握・虐待発生予防」と「脆弱性が初めて発見された家庭への早期介入」と定義されており、第2次予防は虐待発生の前段階であるが虐待に発展する可能性が高いケースのみを対象に行われる支援となる。このような第2次予防の定義の変化は、児童虐待対応件数の増加や、虐待への関心の高まり、虐待概念の広がりによって「児童虐待への発展を防ぐ」ことが重視されるようになった結果生じたものだと考えられる。

児童虐待予防策の3段階の概念は研究者の間で広く周知されており、その定義は研究者ごとに様々に解釈されている状況である。そのため本著においては、第1次予防を虐待発生要因の有無に関わらず全ての家庭を対象に行われる支援、第2次予防を虐待は発生していないが虐待発生のリスク要因を有するケースを対象に行われる支援、第3次予防をすでに虐待が発生しているケースを対象にした介入・支援と筆者なりに定義づけることとする。

第2節 保護者が抱える「育児不安」と「孤独感」

牧野(1982)では、育児不安を「子どもの現状や将来、或いは育児のやり方や結果に対する漠然とした恐れを含む情緒の状態また無力感や疲労感、或いは育児意欲の低下などの生理現象を伴ってある期間継続している情緒の状態、或いは態度」と定義づけた。さらに庄司(2003)は虐待不安を育児不安の下位概念ととらえ、牧野(1982)の定義を参考に、虐待不安を「育児の中で感じられる不安のうち虐待に対する漠然とした不安や恐れを伴う状態」と定義づけた。

渡邊(2017)は育児中の母親が抱く虐待不安の背景要因を把握することで、虐待不安の低減とその後の虐待を防ぐ支援の提案へ繋がると考え、2歳児の母親8名に対してインタビュー調査を行い、母親が虐待不安を抱くに至る状況と心的状態を明らかにしようと試みた。調査の結果、虐待不安の背景には5つの背景要因が存在することが明らかになった。子どもが言うことを聞かない、子どもの大泣きなど、母親が否定的な感情を抱く原因となる「子ども側の要因」、育児における「物理的・精神的余裕のなさ」、子どもを叱る過程や叱った結果生じる「過剰に怒っていることへの自覚」、親自身の中でしつくと虐待の違いが分からないといった「境界の曖昧さ」、公共の場で泣いた子どもに周囲の視線が集まるといった「周囲の目」である。渡邊(2017)はこれらの要因がそれぞれの母親が持つ虐待観が関連しながら虐待不安を導き、育児に対する自信の低下につながる可能性があるとして主張した。また、研究で対象とした2歳という年齢は、イヤイヤ期が始まるストレスフルな時期であり、子どもに対してネガティブな感情が生じるのは当然であると述べ、イヤイヤ期に抱えるであろう苦悩に対して、母親が事前に備えることができるよう促す教育的介入を支援の在り方として提唱した。また、思うようにいかない子どもの行動や能力に対しては、子どもの発達を適切に見積もり、大人と同等の能力があるという思い込みを取り払うことが必要であると主張した。

張・副島(2025)は、ソーシャルサポートと孤独感から、母親の社会的孤立を測定し、母親の社会的孤立と児童虐待リスクの関連を明らかにしようと試みた。近畿地方のA市、B市、C市で行われた乳幼児健診計12回において、来所した母親365名を対象に無記名自記式質問紙を実施し、回答を得られた91名の調査票を分析に利用した。まずソーシャルサポートは母親の持つ孤独感や育児ストレスに関係しており、母親の育児行動に影響を及ぼすという仮説モデルを設定した。そして、ソーシャルサポートや孤独感と児童虐待リスクの関連性について、育児ストレスが間接的にどのような効果を与えるのか検討するため、児童虐待リスクを従属変数として階層的重回帰分析を行った。また、母親の社会的孤立と児童虐待リスクの関連性を明らかにするため、構造方程式モデリング(SEM)により仮説モデルを検証した。分析の結果、育児ストレスは、母親の子育てにおける負担感や夫との関係性のような、親が要因となって発生するストレスよりも、子どもの特性や親子の相性と育児行動から生じるストレスの方が、児童虐待リスクとの関連が強いことが明らかになった。また、「育児ストレス」と「ソーシャルサポ

ート」との間に直接的な関連は見られないが、「ソーシャルサポート」の乏しさから生じる「孤独感」が媒介となって「育児ストレス」に作用するといった間接的な関係が認められた。ソーシャルサポートの乏しさによって母親が強い孤立感に襲われる社会的孤立は、児童虐待リスクが進行する要因となりうる。そのため、母親の孤立感を解消するための子育て支援が重要であると述べた。

第3節 孤独感に寄り添う「伴走型支援」

大場(2024)は、児童虐待の予防・早期発見のためには、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等において、被虐待児から発せられるサインを周囲が正しく理解し、「虐待ではないか」と捉えられる想像力、発想力を養う必要があると述べた。さらに、地域のつながりの薄さから孤立状態で育児を行う家庭が増加している状況から、地域関係の希薄化を行政と民間を挙げて修正していく必要があるとした。

一方で、高橋(2021)では、児童虐待への関心が高まったとともに児童虐待の概念が押し広げられ、子育てにおいて起こりうる育児の不十分さや混乱までもが児童虐待と捉えられていると指摘されている。世間に児童虐待発見の重要性が浸透したことで、子育てする親を監視し責任を追及する傾向が強まり、それによって親は子育てに重圧を感じるようになり、何かが起きた際には自分を責め、援助を求めることや誰かに相談することに抵抗を感じてしまうと予想した。さらにこのような背景から、親を法的に取り締まる「介入」型以上に、親に寄り添い支える「支援」型の子育て支援が求められていると考えた。高橋(2021)は、保育所における虐待(関連)事例への支援・援助を「支援」型子育て支援の例として取り上げた。高橋(2021)は、京都市の認可保育所・保育園及び京都市一時保護所28か所に勤務する保育士へアンケートを行い、保護者とのコミュニケーションにおいて保育士がどのような点を意識しているのか明らかにした。保育士は保護者と関わる上で、まずは肯定的に、保護者の悩みに寄り添って根気強く話を聞くことで保護者との信頼関係を築くことを意識している。さらに、育児に困難を感じている精神的に追い詰められている保護者には「お母さん偉いよ」「お母さんと一緒に子育てするよ」といった言葉をかけることによって、親の思いをまず十分に受け止め、保護者の孤独をなくすことが大切であるとされている。

また、被支援者が求める子育て支援の内容については阿部(2009)において言及されている。阿部(2009)では、育児不安を持つ母親が求める育児サービスを明らかにするために、2009年3月～4月に某市保健センターで行われた乳幼児健診(4,10か月児、1歳半児、2.3歳児)に参加した母親を対象にアンケート調査を行った。その結果、育児不安を持つ母親が望む支援サービスとして、「子どもを遊ばせる」「自分の話を聞いてくれる」場を求めていることが明らかになった。求める支援者像には「同じ子供を持つ母親」「保育士」「子育て経験のある母親」が挙げられた

第4節 ユニークな結果から生じる「認識」の再構成

高橋・吉川(2001)では、「語り」を通じた現実の再構成を行う「ナラティブ・セラピー」の在り方を語るにあたって、社会構成主義の観点から「認識」の再構成の重要性が語られた。世の中に「事実」や「真実」は存在せず、あるのはそれぞれの視点から「社会構成」された「ものごと」のみである。人は未知の「ものごと」に遭遇した際、既得知識から「多分こうではないか」と判断を下す。このことを「アナロジー」と呼ぶ。社会構成主義における「アナロジー」は「テキスト・アナロジー」と呼ばれ、あらゆる「ものごと」を「テキスト」として認識し、その概念を「既得知識」として応用していくことを指す。「テキスト」が構成された結果生じてくる「意味」「概念」「理解」などは「ディスコース」と呼ばれ、「テキスト」にどのような「ディスコース」を見出すかは、見出す側の「ディスコース」の在り方次第であると述べた。また、その人の中に「内在化」しているあることがらやできごととは、語りなどを通じて示されることによって「外在化」され「経験」となる。「外在化」されつつ示されたことがらは、聞き手や読み手が存在することで「客観化」されることになる。こうした「客観化」のプロセスを繰り返しながら、ものの見方や考え方を枠組みづけ、「認識」していく。ひとはその「認識」をものごとに当てはめることで「ものごと」を理解するが、今までの理解の仕方では理解し得ない事態が生じたときは、自らの「認識」の枠組みを再構成し、理解のしかた自体を変えようとする。このとき、自分の理解のしかたがどのようなものだったかを振り返ることが必要になる。この振り返りは「リフレクティビティ」と呼ばれ、支援の場では「リフレクティビティ」を活用することで、「認識」の再構成が生じる可能性が高くなると主張した。

ホワイト・エプストン(1990)は、「認識」の枠組みの再構成を行うにあたっては、その人が持つドミナント・ストーリーから、今までと異なる「認識」を導き出される契機を、「ユニークな結果」が生じると表現し、「外在化」によって「認識」の再構成がなされるには、1つでも「ユニークな結果」が明らかになれば十分であると語った。さらに、ある問題に関わる人のうち、誰か一人でも枠組みの再構成に積極的で、その人が問題に関わる他の者がうっかり助長している「問題の誘惑」をはねのけることができれば「問題にかなりの痛手を背負わせる」ことになると述べている。

第3章 調査

第1節 調査対象

特定非営利活動法人 「子どもの権利支援センターぱれっと」を調査対象とした。概要は第4章第1節で述べる。

第2節 調査概要

本調査では、子どもの権利支援センターぱれっと(以下：ぱれっと)の理事長であり、真生会富山病院心療内科部長、高岡児童相談所嘱託医である明橋大二さんにインタビュー調査を行った。

インタビュー：明橋大二さん

1回目

日時：2024年12月2日(月) 19:00～

実施方法：zoom

2回目

日時：2025年12月12日(金) 20:30～

実施方法：teams

第4章 分析

第1節 ぱれっとについて

ぱれっとは「富山県西部に子どもの居場所を作りたい」という有志の集まりによって平成15年6月4日に設立された、富山県射水市小杉で活動するNPO法人である。子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもと保護者への支援、子育て支援などの啓発を行っている。理事10名、相談役2名、監査1名の計13名によって理事会が構成されており、理事会メンバーは全員がボランティアである。理事長である明橋さんはぱれっと設立以前から真生会富山病院の精神科医として不登校の子どもたちの相談に応じていた。明橋さんは、一度病院内に不登校の子どもたちの居場所を作ったが、病院の特性上カルテ作成などの手順が必要になることや、病院に通うことを敬遠する子どもが多かったことから、地域の中に子どもたちの居場所を作ろうと決意した。そのため理事会には明橋さん同様、医療関係の職に就いているメンバーが多く所属している。理事会のメンバーの他に、ぱれっとのスタッフとして非常勤の事務職員2名を雇用している。

ぱれっとは以下の3つの事業部から成り立っている

居場所事業部	射水市からの委託を受け、子どもが安心できる「居場所」と子どもに悩みを持つ保護者などが相談できる場を提供する、射水市子どもの権利支援センターほっとスマイル(以下ほっとスマイル)を運営する。
家族支援事業部	富山県からの委託事業「家族再統合支援事業II」を実施するほか、子育てに不安や悩みをもつ家族への支援を行う。相談員(臨床心理士、社会福祉士、心理カウンセラー等)らから成る「チームえくぼ」によって運営される。
広報啓発事業部	講習会、イベント等を通して、子どもの権利の推進、子育て支援の啓発活動を行う。

第2節 居場所事業部 射水市子どもの権利支援センターほっとスマイル

ぱれっと設立後、明橋さんらの呼びかけを受けた小杉町は、小杉町子どもの権利支援センターを開設した。平成17年11月の市町村合併により名称を射水市子どもの権利支援センターに変更。開設当初から現在まで、居場所事業部が委託を受けて運営を行う公設民営方式で運営されている。常勤のスタッフ1名、非常勤のスタッフ7名で構成される。スタッフは資格の有無を問わず、その人の人柄で選んでいるという。明橋さんはほっとスマイルはひとつの窓口であると考えており、継続的にカウンセリングが必要なケースについては、真生会富山病院に紹介し、通院をしてもらうこともある。この場合、主に明橋さんが対応することになるが、状況によっては真生会富山病

院に勤務するもう一人の医師が対応することもあるという。

ほっとスマイルの事業には、学校や家庭に居場所がないと感じる子どもたちへ居場所を提供する「子どもの居場所」、専門家に子ども相談ができる「来所相談」、自分の子どもについて悩みを抱える親同士で語り合う「親の会」の3つがある。

第1項 子どもの居場所

子どもの居場所は、家庭や学校に居場所がないと感じる子どもが安心できる居場所を提供するために開放されているスペースである。対象は18歳以下の子どもで、営業時間は10時～15時。利用には事前に会員申請と保護者の同意が必要であり、射水市民は100円/1日、2000/月、それ以外の市町村に住む人は300/1日、5000/月の会費が必要となる。居場所のない全ての子どもを対象としているが、営業時間が平日の日中であるため、利用するのはほとんど不登校の子どもになるという。不登校の子供の状態に悩んだ親が子供の居場所を探して来所に至るケースが多いそうだ。

第2項 来所相談

来所相談は精神科医やスクールカウンセラー、心理カウンセラーによる相談窓口である。対象を限定しておらず、子どもについての相談なら誰でも利用できる。利用するのは、親、子ども本人、祖父母、学校の先生など。相談内容は不登校に関するものが最も多い。以下はインタビューで得られた情報をグラフ化したものである。

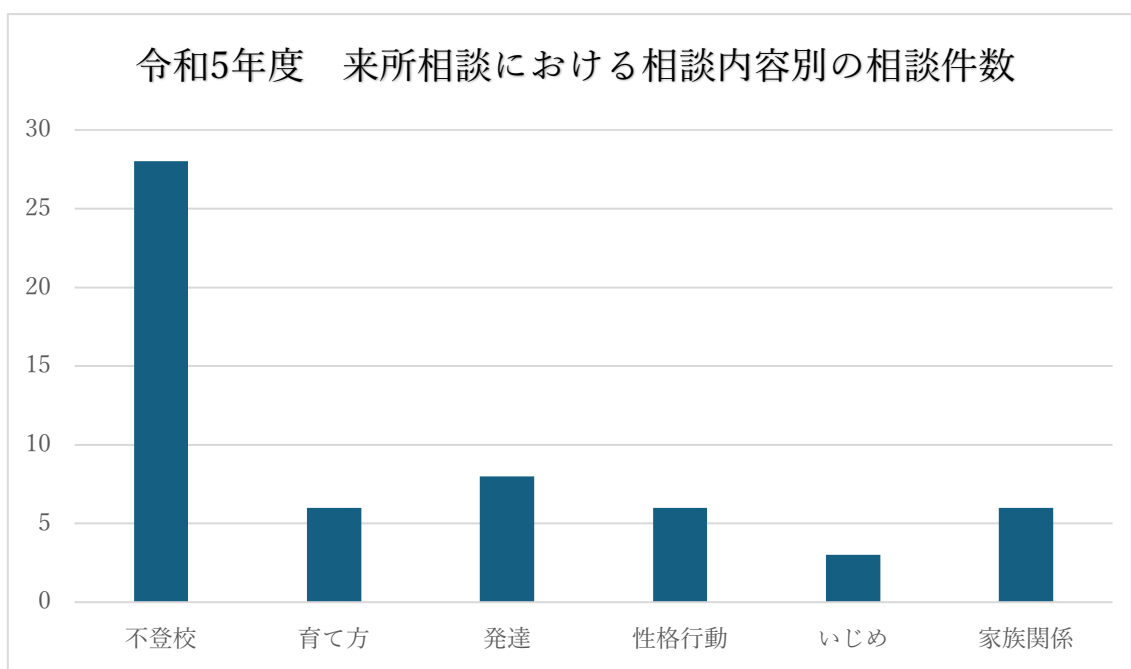


図1 令和5年度 来所相談における相談内容別の相談件数(インタビュー調査より)

第3項 親の会

親の会は月に1度開催されている。定員は10名で、毎月4、5名の応募がある。うち2、3名は5～6年ほど継続して参加している「常連さん」だという。悩みの内容は不登校の子供に関するものがほとんどで、小中高と幅広い年齢の子どもの親が参加している。親の会には明橋さんがファシリテーターとして同席するが、基本的に親同士が自分の子どもについて悩みを語り合うフリートークのような形式となっている。親の会を開始する際に、ここで聞いた話はここだけの話にする「プライバシーの保護」、相手の話を傾聴し否定しない「心理的安全性の保護」を守るよう確認するそうだ。悩みの多くは不登校の子供に対して、子どもの将来を不安に感じる、自分の関わり方は適切であるのか分からない、といったものであるという。こういった不安には、何かアドバイスをしたり、問題の解決に向けて相談を受けるのではなく、同じ立場の保護者が寄り添い、共感し合うことが大切だと明橋さんは語った。

明橋：親の会ってというのは別に解決策を示されるんじゃないくて、やっぱり共感してもらえるんだよね。自分もほんとにやっぱりそうだったよーと

明橋：みんな同じ苦しいところをやっぱり通ってきてるんだからね。はい。だからねそういう共感の輪っていうのが、何よりも親御さんの支えになるんですよね。

保護者が語る悩みや不安に対して参加者たちは「私もそうだったよ」「子どもがいないところで毎日泣いてたよ」など、自分の経験を話し共感を示す。中には子どものことを語っているうちに泣き出す保護者もいるが、周囲の保護者はその様子を見て一緒に泣いてくれる。こういった「共感の輪」が保護者にとって何よりの支えになると明橋さんは語る。

親の会を通じて、家庭内暴力や自殺未遂などの申告な問題を抱えていることが発覚したケースについては、真生会富山病院で個別に相談を受けることもあるが、親の会に参加する親は問題意識を持ち、自分なりに勉強している親が多いため、そういったケースは非常に少ないそうだ。親の会に参加する保護者は子どもに「学校に行ってほしい」「勉強をしてほしい」「人間関係を持ってほしい」といった希望を抱いており「そのために自分にできることはないか」という気持ちで親の会へ参加するという。この場合、保護者が子どもへ抱く希望は、子どもの幸せやより良い将来を祈るからこそ現れる真っ当なものであるといえるだろう。子どもの現状や子どもに対する関わり方に問題意識を持ちながらも、子どものために自分にできることを模索する姿勢を持つ保護者の場合、虐待へと発展する可能性は低いはずだ。しかし

「子どもが不登校である」ことについて、周囲からネガティブな意見を言われることで自信をなくし、保護者は「やはり自分の育て方が悪かったのではないか」と自分を責めてしまう。そのせいで子どもに向き合う余裕をなくし、ついイライラして子どもに当たってしまう。子どもはそんな親を見て、学校に通えない自分を責めることで自己肯定感を下げ、といった悪循環に陥ってしまうという。この場合、保護者に必要なのは、周囲の目によって失った自信や自己肯定感を取り戻すことである。間違ったことはしていない、ただ周囲の目によって、自分を責め自己嫌悪に陥ってしまっている状態の保護者に必要なのは、親の会で得られるような「共感の輪」であると明橋さんは語った。アドバイスや否定ではなく「それでいいんだよ」「大丈夫だよ」と寄り添うことで、保護者は精神的に余裕を持つことができ、子どもを落ち着いて見守ることができるようになるという。

第3節 家族支援事業部：家族支援事業えくぼ

第1項 家族支援事業えくぼ

家族支援事業部は、相談員6名、コーディネーター1名、スーパーバイザー2名の計9名の「チームえくぼ」によって運営されている。富山県から委託を受けて、虐待により親子分離された家族が再び一緒に生活できるように、心理的分離状態にある親子のコミュニケーションを復活させる「家族再統合支援事業Ⅱ」、児童相談所と連携し虐待リスクを持つ親と個別で面談を行う「個別の保護者支援」、強い育児不安や虐待の不安を抱える母親同士が話を聞き合う場を提供する「ぐるーぶえくぼ」の開催など、子育てに関する問題を抱える保護者への支援を行っている。本調査では主にぐるーぶえくぼの事業内容に焦点を当ててインタビューを行った。

第2項 ぐるーぶえくぼ

ぐるーぶえくぼは、親の会同様母親同士が悩みを語り合う場となる。メンバーには、子どもへの不満やイライラした気持ちから危機感を持って自らえくぼにアクセスしてきた母親と、「これは虐待かもしれない」と児童相談所に相談したことでえくぼに繋がった母親が混在している。どちらのケースの母親も「自身に虐待のリスクがある」ことを自覚しているという。

ぐるーぶえくぼでは、チームえくぼのメンバーがファシリテーターとなって進行を務めるが、基本的には母親同士が話を聞き合うフリートークのような形式で進行される。この場合もファシリテーターは「プライバシーの保護」と「心理的安全性の保護」が担保されるよう気を付けているという。ぐるーぶえくぼは、以前は3名程度で構成されたグループが2つあったそうだが、悩みが落ち着いてきたことや、メンバーの引っ越しなどの事情から、現在は解散、終了している状態である。今回の調査では以前構成されていた2つのグループの様子についてインタビューを行っ

た。

ぐる一ぶえくぼでは、子どもが言うことを聞かず、つい子どもにイライラしてしまうといった「母親になりたて」の保護者が抱える不安に加え、「ついつい子供を叩いてしまう」「『生まなきゃよかった』などの暴言を吐いてしまう」「子どもを置いて外出してしまう」といった、すでに虐待まで発展してしまったエピソードも語られている。また「自分の子育てに自信がない」「自分が子どもを育てていいのだろうか？」といった保護者の自己肯定感から関連する不安や、「夫が子育てに協力してくれない」「自分の親に育児を否定される」といった「愚痴」が語られるという。周囲の保護者はこういったエピソードや育児不安に共感を示し、一緒に「夫の愚痴」を語り合う。そうすることで保護者は「この悩みを抱えているのは自分だけではない」という安心感を得られ、それまで抱えていた「孤独感」を解消できる。さらに愚痴を言い合うことで気持ちが落ち着き、夫の良い部分にも焦点を当てられるようになるという。

明橋：ひとしきり悪口言うよね、やっぱりちょっと揺り戻すっていうかね、ちょっと言い過ぎたかなみたいな感じで

明橋：ちゃんと休みの日は子どもを遊びに連れて行ってってくれるとか。ひとしきり悪口言うと最後にいい部分を発見するわけですね

例えば「夫がするのは皿洗いぐらいで、家のことに何も協力してくれない」といった愚痴に対して他の保護者は「うちはそんなこと(皿洗い)してくれないよ」「うちと全然違う」といった反応を示す。すると今まで自分が抱えていた夫への不満を見直すことができる。「家のことは何も協力してくれず、ただ働いているだけ」という夫への印象を「仕事ばかりだが、家事に協力してくれたり、休みの日には子どもと遊んでくれる」と和らげることができるそう。このように悩みを語り合い、周囲の反応を得ることで自分の悩みを客観視することで、それまで自分がネガティブに感じていた部分をポジティブに変換することができ、前向きな気持ちになれると明橋さんは述べた。

子育てに関する悩みや、夫や自分の親への愚痴を語り合うぐる一ぶえくぼは、いわゆる「井戸端会議」的な役割を果たしていると言えるだろう。ぐる一ぶえくぼに参加する母親たちは「児童虐待のリスクを有している」自覚があり、中には既に児童虐待にまで発展したエピソードも存在する。このような内容を実際の「井戸端会議」で話せば、周囲の人々から「虐待をしている親」として捉えられ「育て方が悪いんだ」と責められる。さらに「虐待をする親」という評価や自身が語ったエピソードがどこに広まるか分からないため、誰にも自分の悩みを話すことができず、母

親たちは「孤独感」を強めていく。そのため「プライバシーの保護」と「心理的安全性の保護」が担保されたぐるーぷえくぼで悩みを語り合い、共感してもらうことは母親の「孤独感」の解消に大きく貢献していると明橋さんは語った。

第5章 考察

第1節 周囲の人々の関りと、育児不安と孤独感の関連

親の会に参加する保護者とぐる一ふえくぼに参加する母親は、どちらも子どもの不登校という②子ども側のリスク要因や、社会的孤立や夫婦の不和などの③養育環境のリスク要因といった、虐待発生のリスク要因を有しており、保護者自身もそのことに自覚的である。また、「自分の子育ての在り方」について不安を持っているが、それを周囲の人々に開示できていない。その原因となるのは、周囲の人々から向けられた「虐待ではないか」という疑いや「育て方が悪いのではないか」といった否定の言葉であった。

第2章第1節でも述べた通り、世間では児童虐待の早期発見に加え、児童虐待の発生予防を重要視するようになった。児童虐待の発生を予防するためには、大場(2024)で語られたように、周囲が「虐待ではないか」と捉えられる想像力や発想力を養う必要がある。しかし、そのためには、周囲は子どもに対する保護者の態度や言動に厳しいまなざしを向けなければならない。その目線は、特に第2章第1節第2項で述べた、児童虐待のリスク要因を持つ保護者に強く向けられることになるだろう。渡邊(2017)で述べられたように、「周囲の目」は保護者の育児不安を導き出すことになる。「周囲の目」によって、保護者自身も「これは虐待ではないか」「やはり自分の育て方が悪かったのか」という疑念を自らに向けることとなる。そういった自責の念が「物理的余裕のなさ」に繋がることで、より育児不安を強めていく。このような経験によって育児不安を抱えた保護者は、虐待を疑われたり、周囲の人々に責められ否定されることを恐れ、他者に相談することに躊躇するようになる。結果的に保護者は「孤独感」を強め、子どもに向き合う余裕をなくし、子どもにそのストレスをぶつけてしまうという負のループに陥ってしまう。ぱれっとでは、このような保護者に対して「プライバシー」と「心理的安全性」の両方が担保された状態で自分の悩みを語り合う場を提供している。自分が抱える育児不安や家庭の問題が、不特定多数の「周囲の目」に晒されたり、否定されたりすることがないという環境は、それまで「孤独感」を抱えていた保護者に大きな安心感を与える。さらに、同じ悩みを抱える保護者と語り合い、共感してもらうことで保護者は「悩みを抱えていたのは自分だけではない」「自分は一人ではない」という実感を得ることができ、これによって保護者は、虐待不安を強める「負のループ」から解放されるのだろう。

明橋さんは周囲の人々との関わりについて、母親とその両親、特に実母との関係性が重要になると語っている。育児にどれだけ両親が協力してくれるか、また、実母に育児の悩みを話すことができるような関係性の構築ができているかが子育てにおいては重要になるという。保護者が両親と良好な関係性を築けていない場合、自分の親に子育ての悩みを相談しても「あなたの育て方が悪い」と否定され、保護者は孤独感をさらに強めてしまう。このような保護者に対しては行政や支援機関が替わって悩みを聞く役割を果たす必要があるだろう。

第2節 親の会とぐる一ぷえくぼで見られた「共感」の姿勢が持つ意味

高橋(2021)では、親を法的に取り締まる「介入」型以上に、保護者の悩みに寄り添う「支援」型の子育て支援の必要性が述べられている。今回のインタビュー調査でも、親の会とぐる一ぷえくぼの両方において、親の悩みに寄り添う「共感」の重要性が語られた。親の会とぐる一ぷえくぼは保護者の持つ悩み自体の解決や、保護者への「指導」を目的としていない。保護者同士が自身の悩みを話し合い、共感を得ることで「自分だけがこうなんじゃないか」「自分の育て方が悪いのではないか」という不安を軽減させることが主な目的である。親の会に参加する保護者は、不登校の子どもについて「自分の育て方が悪いのではないか」、ぐる一ぷえくぼに参加する母親は「これは虐待ではないか」といった不安を持っている。さらに両者ともに、自分の育児に対する後ろめたさを持っており、実際にそれを周囲の人々から指摘され否定された経験から、周囲の人々に自分の悩みを話せない「孤独感」を抱えた状態にある。そういった保護者に必要なのは、指導者からの「アドバイス」ではなく、同じ悩みを抱える保護者達からの「共感」であると明橋さんは語る。

他の保護者と悩みを語り合うことは第1節でも述べたように、保護者の「孤独感」を軽減する効果がある。しかし「共感」による効果はそれにとどまらず、高橋・吉川(2001)で語られた「認識」の再構成を導く可能性があると考えられる。ぐる一ぷえくぼで語られた「愚痴」に着目すると、保護者は「自分の夫は何もしてくれない」という、自身の中に「内在化」していることがらを「夫がするのは皿洗いぐらいで、家のことに何も協力してくれない」という「愚痴」として語ることで「外在化」させる。すると、周囲の保護者は「うちはそんなこと(皿洗い)してくれないよ」「うちと全然違う」と、その保護者の「愚痴」を「客観化」する。それまで保護者自身は夫のことを「家のことは何も協力してくれず、ただ働いているだけ」とネガティブに「認識」していたが、他の保護者によってポジティブに「客観化」されたことで、夫への「認識」を「仕事ばかりだが、家事に協力してくれたり、休みの日には子どもと遊んでくれる」などと再構成させることができる。このような「認識」の再構成は親の会に参加する保護者の中でも生じている。「自分の育て方が悪かった」「問題を抱えているのは自分だけ」という「認識」を、周囲の保護者からの共感を通じて「自分はよくやっている」「みんな同じ悩みを抱えている」と再構成することができる。このようにポジティブに「客観化」された「認識」は、当事者の保護者にとって、ホワイト・エプストン(1990)で語られた「ユニークな結果」であると言えるだろう。このように一度「ユニークな結果」が生じた保護者は、自らの「認識」を「リフレクティビティ」するようになる。このプロセスを繰り返すことで「孤独である自分」「虐待のリスクを抱える自分」という「ディスコース」から脱却できるのではないだろうか。

また、明橋さんはぐる一ぷえくぼについて、「井戸端会議」的な役割を果たしていると言っている。「支援の場」という「テキスト」として共感の場を提供するのではなく、た

だ「愚痴」を語り合う「井戸端会議」として支援を展開することで、保護者はそれに対して「気楽に悩みを語り合える場」という「ディスコース」を見出すことができ、悩みを語る心理的なハードルを下げる効果があると言えるだろう。

しかし親の会とぐるーぷえくぼにおいて「共感」が「認識」の再構成のために効力を発揮するのは、参加者が問題意識を持ち、自分なりに「勉強」している保護者であるからである。ホワイト・エプストン(1990)でも語られたように「認識」の再構成に積極的であることが必須の条件となる。そのため、虐待のリスクを有している、または既に虐待に発展しているにも関わらず、自分の子育てに疑念を持たない保護者に対しては、ばれっとで行われるような「支援」型の子育て支援では十分な効果が発揮されないだろう。そのため、こういったケースには「介入型」子育て支援が重要になると言える。どちらのケースも取りこぼさないために、虐待に対して厳しい姿勢を保持しつつ「罰する意識」ではなく「手を差し伸べる意識」を持つことが求められるのではないだろうか。保護者がどのような事情や悩みを抱えているのか、どのように子育てを向き合っているのか考慮しながら、育児を「見守る姿勢」が重要になってくるだろう。

第3節 「共感」が持つもう一つの可能性：「援助を求める気持ちが動揺するタイプ」への対応

明橋さんは、支援を要する保護者について、3つのタイプがあると語った。1つは「虐待を自覚し自ら助けを求めるタイプ」である。これは親の会やぐるーぷえくぼに参加する保護者たちが該当するタイプである。子育てについて保護者自身が問題意識を持ちながら、できることを模索しているため支援に繋がりがやすく、深刻なケースにまで発展する可能性は低い。もう1つは「虐待を認めず援助を拒否するタイプ」である。このタイプは保護者が自身で問題を認知できず、深刻なケースにまで発展してしまう可能性がある。そのため、第5章第3節でも述べた通り従来の「介入型」子育て支援が重要になってくる。

そして最後に「援助を求める気持ちが動揺するタイプ」が存在するという。このタイプは、自分で児童相談所に「虐待をしてしまいそうだ」と相談を寄せるが、実際に児童相談所の支援を受ける際に「この前はパニックに陥っていた」「支援はいらない」と援助を拒否するという。「援助を求める気持ちが動揺するタイプ」も、親の会やぐるーぷえくぼに参加する保護者と同様に、自分の子育てに問題意識や危機感を持っており、周囲からの助けが必要であることは自覚しているのではないか。しかし「否定されるかもしれない」「支援を受けることでもっと状況が悪くなるかもしれない」という恐怖から、直前で支援を断ってしまうのだろう。このようなタイプには「助けを求めても大丈夫」という実感を与え、徐々に信頼を得ることで、支援を受け取れる状態にすることが重要なのだろう。明橋さんは、この「援助を求める気持ちが動揺するタイプ」に対しては継続的な見守りが不可欠であると言う。話を否定せず共感することは、継続して根気強く話

を聞くことで心のガードを解いていくことにつながり、「虐待を自覚し自ら助けを求め
るタイプ」にその人が替わっていく可能性を秘めていると考えられる。しかし、児童相
談所などの行政はその立場上、保護者に対して問題の解決を求めたり、「そんな叩いちゃ
だめですよ」「ダメージを覚えますんでだめですよ」といった「正論」を言わざるを得な
い。そのため明橋さんは「共感」を示すことができるのは、民間団体ならではの利点で
あると語ったのではないか。「支援」型子育て支援の拡充のためには、行政と民間が連
携しながら支援を展開していく必要があると言えるだろう。

第4節 結語；育児不安と支援へのつながりやすさ

今回の調査を通じて、「保護者が自分の育児に問題意識を持つこと」が支援へのつな
がりやすさに直結することが明らかになった。自らの育児に問題意識を持っていたから
こと、親の会やぐるーぷえくぼに参加する保護者は支援につながることができている。
過剰な育児不安は虐待不安へと発展し、虐待発生リスクを高める要因となる。しか
し、適度に育児への不安を持つことは、自分の育児を振り返るきっかけとなり、虐待発
生を予防するセーフティーネットとして機能するのではないだろうか。育児不安を抱え
た保護者に関しては「頼る相手がいるか」「適切な支援を受けられるか」が虐待が発生す
るかどうかの分かれとなるだろう。保護者が過度に育児不安を増長させないためには、
妊娠初期や産褥期に、頼れる相手はいるかどうか確認し、有事の際に頼るべき機関を保
護者自身が把握しておくことが重要となる。保護者のこういった姿勢を育てる「教育」
的子育て支援が重要になるのではないだろうかと考えられる。

引用・参考文献

- ・阿部範子, 2010, 「育児不安を持つ母親が求める子育て支援サービス」『日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要』14: 23-27.
- ・大澤絵里・越智真奈美 2021 「市町村における地域の児童虐待予防と対応のしくみの課題と展望」『保健医療科学』70(4): 385-393.
- ・大場敬太・本郷秀和, 2024, 「児童虐待の動向にみる基本的課題と方向性 —養護者による児童虐待を巡る若干の考察—」『福岡県立大学人間社会学部紀要』33(1): 53-66.
- ・乙幡美佐江, 2019, 「高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク実践における虐待事象の悪化防止—高齢者虐待の 予防支援システムの構築に向けて—」『ルーテル学院研究紀要』52: 59-79.
- ・こども家庭庁『子ども虐待対応の手引き(令和6年4月 改正版)』
- ・子ども家庭庁『令和5年度児童虐待相談対応件数(令和7年3月現在)』
- ・張詩琪・副島堯史, 2025, 「母親の社会的孤立と児童虐待リスクに関する横断研究: 母親のソーシャルサポートと孤独感から」『日本公衆衛生雑誌』72(7): 468-476.
- ・榊原次郎, 2023, 「米国の予防概念および予防的ソーシャルワークの歴史的変遷 —日本の診療所ソーシャルワーカーによる予防的支援展開に向けた検討—」『名寄市立大学社会福祉学科 研究紀要』(名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科)13: 15-27.
- ・庄司一子, 2003, 「子育て中の母親が抱く虐待不安」『日本教育心理学会総会発表論文集』45: 737.
- ・染田恵, 2024, 「児童虐待: 増加傾向が続く現状, その早期発見と対処に関する課題への効果的な対応策」『駿河台法学』37(2): 1-22.
- ・高橋伸夫, 2021, 「保育所における児童虐待と保護者支援」『佛教大学大学院紀要. 社会福祉学研究科篇』49: 91-108.
- ・高橋規子・吉川悟, 2001, 『ナラティブ・セラピー入門』金剛出版
- ・富山県「児童相談のひろば 令和3年度事業概要」
(<https://www.pref.toyama.jp/documents/15598/r3nenndoqidousoudannnohiroba.pdf>)
(2025/09/18)
- ・馬場香里, 2015, 「児童虐待の概念分析」『日本助産学会誌』29(2): 207-218.
- ・松井一郎, 2000, 「虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究」『平成11年度厚生科学研究事業 平成11年度研究報告書』
- ・牧野カツコ, 1982, 「乳幼児をもつ母親の生活と <育児不安>」『家庭教育研究所紀要』3: 34-56.
- ・Michael White & David Epston, 1990, Narrative Means to therapeutic Ends (=小森康永訳, 1992, 『物語としての家族』金剛出版)
- ・山縣文治, 2021, 「子ども虐待と予防: 子ども虐待死亡検証報告を踏まえ」『人間健康学研究: Journal for the study of health and well-being』14: 27-37.

・渡邊茉奈美, 2017, 「育児中の母親が語る虐待不安の背景要因の検討」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 56: 389-397.